

## 奈良県健康長寿共同事業実行委員会有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 奈良県健康長寿共同事業実行委員会有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、歯が悪い、足腰が弱い、高血圧など高齢者の状況に応じた効果的な予防、改善方法に関する研究を実施することを目的に設置する。

### (構成)

第2条 有識者会議は、奈良県健康長寿共同事業実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する別表の委員で構成する。

2 前項により委嘱される委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第3条 有識者会議では委員長を選任する。

2 委員長は、議事を進行する。

3 委員長は、必要に応じて副委員長を選任することができる。

4 副委員長は、やむをえない場合には、委員長に代わり議事を進行することができる。

### (会議)

第4条 有識者会議は会長が招集し、概ね2ヶ月に1回開催し、必要に応じて随時開催する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、奈良県健康長寿共同事業実行委員会事務局において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

別表（2条関係）

	氏名	備考
医師	武田以知郎	明日香村国保診療所所長
歯科医師	正田 晨夫	奈良県歯科医師会
大学関係	今村 知明	奈良県立医科大学健康政策医学講座教授
保健師	松崎三十鈴	香芝市保健センター所長
高齢者	仲村 勇	奈良県老人クラブ連合会会長